

しらたまカード会員約款

第1章 総則

(会員)

第1条 会員とは、本約款に同意の上、国富町商工会（以下「商工会」といいます）に「しらたまカード」（以下「本カード」といいます。）入会届を提出し、商工会が入会を認めた方をいいます。

(定義)

第2条 本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 本カード

会員が本約款に従って、しらたまマネー及びしらたまポイントを記録し使用するために必要な機能を備えたカード（電子会員証を含む）

(2) 電子会員証

商工会所定のアプリケーションであり、当該アプリケーションがインストールされたスマートフォンによりしらたまマネー及びしらたまポイントの使用が可能となるもの

(3) しらたまマネー

本カードに記録される円単位の金額についての電子的情報であって、本約款に基づき会員が商品等の代金の支払に使用することができる電子マネー

(4) しらたまポイント

本カードの利用に付随して会員に付与される電子的情報であって、本約款に基づき会員が商工会所定のサービスを受けることができるもの

(5) チャージ

本カードに記録されたしらたまマネーの金額を加算すること

(6) ボーナスポイント

会員が本カードにチャージしたときに付与されるしらたまポイント

(7) 加盟店

商品等の販売及び提供に係る代金の支払いについて、会員が本カードを使用することができる事業者

(8) 商品等

会員が販売又は提供を受ける物品及びサービス等

(9) 端末機

商品等の購入又は提供の代金の支払いについて、会員が本カードを使用するために必要となる機器であって、加盟店又は商工会が指定する場所に設置される端末機器

(10) チャージ機

会員がしらたまマネーの発行を受けることのできる端末機器

(カードの発行・使用保管)

第3条 商工会は会員に対し、本カードを発行し、貸与します。なお、本カードの所有権は商工会に帰属します。

- 2 会員は、本カードを貸与された時は直ちに本カードの署名欄に自署し、会員自身で管理・保管するものとします。
- 3 本カードは、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用できないものとします。また、会員がこれらの行為によって発生した損害は、会員の負担となります。
- 4 会員が本条第2項または第3項に違反し、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。

(カードの紛失・盗難等と再発行)

第4条 会員が本カードを紛失し、又は盗難にあったときは、遅滞なく紛失・盗難等及び再発行届を商工会あてに提出するものとします。

- 2 前項に反し、何の連絡もせず他人に不正使用された場合、又はその他何らかの損害が生じた場合でも、商工会は一切の責任を負わないものとします。
- 3 本カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で商工会が認めた場合（本約款第13条及び第14条に基づき本人が確認出来た場合）に限り再発行するものとします。
- 4 商工会の都合により本カードを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

(退会並びにカードの使用停止と返却)

第5条 会員の都合により本カードを退会するときは、遅滞なく退会届を提出し、直ちに本カードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。

- 2 会員が次のいずれかに該当した場合、商工会は会員に通知することなく本カードの利用を停止し、又は会員の資格を取り消すことができるものとします。会員は商工会が本カードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。

(1) 入会時に虚偽の申告をしたとき。

(2) 本約款のいずれかに違反したとき。

(3) その他、商工会が会員として不適格と判断したとき。

- 3 本カード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。
- 4 会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。
- 5 利用者が死亡した場合には、利用者資格は喪失され、一切の本カードを利用できなくなります。
- 6 前項の場合、会員であった者（またはその遺族）は、商工会の指示に従い、本カードを返却するものとします。

(届出事項の変更)

第6条 会員は、商工会に届け出た住所・氏名等に変更があった場合には、遅滞なく届出事項変更届を提出するものとします。

(付帯サービス等)

第7条 会員は、商工会が提供する付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」という。)を所定の方法により利用することができるものとします。付帯サービス及びその内容については、会員に対し通知または告知するものとします。

2 会員は、付帯サービスの利用等に関する約款等がある場合には、それに従うものとします。

3 会員は、商工会が必要と認めた場合には、会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止される場合があることを予め承諾するものとします。

4 会員は、本約款第5条第2項の各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの一部又は全部が利用できなくなることを予め承諾するものとします。

(約款の変更)

第8条 本約款が改定され、商工会から会員に対しその内容を通知もしくは告知した後に本カードをご利用された場合は、当該変更内容を承諾したものとみなします。

2 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく30日を経過した場合には、商工会は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

(反社会的勢力との取引排除)

第9条 会員(本条においては、本カード会員へ申し込みをしようする方を含む)は次に定める事項を表明し、保証します。

(1) 自己及び自己の役員・株主(以下「関係者」という)が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)でないこと

(2) 自己及び自己の関係者が反社会的勢力を利用しないこと

(3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと

(4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

(準拠法)

第10条 会員と商工会の諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法を適用するものとします。

(合意管轄裁判所)

第11条 会員は、本約款について紛争が生じた場合、訴額に応じて、商工会の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(消費税)

第12条 本約款にかかわる諸手数料・サービス料その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

(個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意)

第13条 会員は、個人情報(申込時に会員が記入する会員の属性等の情報。)の収集・利用・提供及び登録に関し、以下の内容に同意するものとします。

2 商工会が下記のため、個人情報を収集し利用すること。

(1) 現在ポイントやしらたまマネー照会等、会員本人様からの問い合わせに対する回答

(2) 本カード紛失時の再発行処理。但し、本カード紛失時の再発行及び停止等の処理は、申込時に漏れなく正しい個人情報を記入されてない場合及び商工会に届け出た住所・氏名等に変更があった際に、遅滞なく所定の届出書により商工会に通知がなかった場合は、再発行処理及び停止処理に応じることができないこともあります。

(3) アンケートや商工会加盟事業所からのお知らせ、サービスのご案内

(4) 商品品揃えや販売戦略立案のための購買分析

3 商工会及び商工会と個人情報の提供に関する契約を締結した加盟店・関連企業が、正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝印刷物の送付等の営業のご案内をすること。

(個人情報の開示、訂正、削除について)

第14条 会員は、商工会に対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員は、当該情報の訂正または削除請求ができます。

第2章 ポイントサービス

(ボーナスポイント及びポイントの付与)

第15条 会員が本カードにしらたまマネーをチャージしたとき、ボーナスポイント1%を付与します。なお、イベント等によって付与されたボーナスポイントについては、付与率が増えることがあります。また、加盟店によっては独自ポイントを発行する場合があります。

2 商品券その他の金券類、はがき、切手、印紙類、たばこ等、一部お買物ポイントの対象外の商品等があります。

3 本条第2項について、商工会又は加盟店の都合により異なる場合又は変更する場合があります。

(ポイントの有効期限)

- 第16条 しらたまポイントの有効期限は、当該しらたまポイントが付与された日の属する事業年度の末日から2年後の同日までとし、それ以降は無効とします。なお、事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。なお、イベント等によって付与されたしらたまポイントについては、有効期限が短くなる場合があります。
- 2 有効期限切れとなったしらたまポイントは、有効期限の翌日にポイント残高から減算します。
 - 3 しらたまポイントの有効期限及びポイント残高は、各店舗の端末機、ご利用時のレシート、チャージ機及び専用アプリで確認できます。
 - 4 本約款第5条の規定により会員資格を喪失した時点でしらたまポイントは無効となり、ポイントの換金及び現金での払い戻しはできません。

(ポイントの使用)

- 第17条 会員は、加盟店で本カードを提示することによって、しらたまポイントを1ポイント1円の価値に換算した金額相当額で、加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部または一部の支払いに使用することができます。
- 2 しらたまポイントは、現金及び商品券との交換はできません。
 - 3 会員が返品等の事由で第1項による決済を取り消した場合、原則としてしらたまポイントを使用して支払われた分の決済代金についてはポイントで返還され、しらたまマネー等で支払われた分の決済代金についてはしらたまマネー等で返還されます。なお、しらたまポイントで支払われた分の決済代金が現金等で返還された場合には、しらたまポイントの返還はありません。

(ご相談窓口)

- 第18条 本カードに関するご相談又はご質問は、以下へご連絡ください。

国富町商工会商工会

〒880-1101 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4049番地

電話番号：0985-75-2211

受付時間：土・日・祝日及び年末年始（12月29日～31日・1月1日～3日）

を除く、平日の午前8時30分～午後5時15分（昼休憩時間：午後12時～午後1時を除く）